

真野時綱『藤嶋私記』について

狩野 一三

はじめに

『藤嶋私記』は、真野時綱（時綱とも。尾張国津島神社累代の神官。慶安元（一六四八）年～享保二（一七一七）年）によって著された元禄七（一六九四）年の自序を有する尾張国津島神社についての基本的な資料である。本書については、管見の限りでは未だ本格的な研究はなされていない。そこで本稿では、これに見える二、三の傾向に注目し、真野の神社縁起執筆のあり方について紹介することとする。

一．『藤嶋私記』の概略

そもそも尾張国津島神社は、『延喜式』に記載されていない式外社であることは著名である。『延喜式』卷九神祇下・神名上・尾張国一百廿一座（天八座、小二百十三座）・海部郡八座並小には、

漆部神社 国玉神社 宇太志神社 伊久波神社 諸鋏神社 藤嶋神社

由乃伎神社 憶感神社

とあるように、津島神社の名は挙げられていない。またその文献上の初出時期については、『昭和四十九年度古文書等緊急調査報告書 津島神社文書目録』（一九七五年三月 愛知県教育委員会）に以下のように指摘されている。

…文献上、所在の確認できる初見は承安五年（※一一七五年—稿者注）である。名古屋市内の七ツ寺（旧所在は中島郡宣津里—稲沢七ツ寺）蔵の一切経（重要文化財）のうち大般若経二百三十一（承安正月十八日書写）の奥書に印記された勸請文に伊勢の多度・美濃の南宮等の式内の大社とともに津島の名がみえる。ついで吾妻鏡文治四年二月二日の条に、所々地頭等所領に関する訴訟について関東から京都に進めた事書のうちに「修理大夫（藤原定輔）、尾張国津島社板垣冠者不弁所当之由事」とあるから、鎌倉期には相当勢力をもった神社になっていたことが知られる。

また『神道史大辞典』には、「国史・『延喜式』にはみえず、藤原期書写と考えられる『無量義経』と『観普賢経』（名古屋市伊藤家蔵）に「尾州津嶋牛頭天王」とみえるのが初見である。」とあり、やはり平安時代末期の資料が初見であるということが指摘されている。この、津島神社が式内社ではないということが、恐らく真野にとって『藤嶋私記』執筆の大きな動機の一つとなっている（後述）。

さて『藤嶋私記』本文の諸本は、『国書総目録』によれば刈谷市中央図書館（八冊）、鶴舞中央図書館（一冊）、無窮会神習文庫（二巻二冊）、旧下郷文庫（八冊。但し戦災により焼失）とあるが、本稿では刈谷市中央図書館蔵本によることにする。以下にその略書誌を記す。

【刈谷市中央図書館村上文庫蔵『藤嶋私記』略書誌】

八卷八冊 四つ目綴。

表紙 原装縹色小葵艶出表紙、28.5cm×20.5cm（第一冊）。

題簽 左肩無辺。第一冊「藤嶋私記 一」〜第八冊「藤嶋私記 八尾」。

序 「藤嶋私記序」。「時元禄七龍在戊南呂下澣／神嶋神官 真野時繩撰」。

内題 「藤嶋私記卷之二」(巻第七までは同様。巻第八のみ、「藤嶋記卷之八」)。

序 十行×十四字内外。字高22.5cm前後。

本文 十一行×十四字内外。字高22.0cm前後。

丁数 墨付第一冊七十五丁(序四丁、目錄五丁半、「援引書目一覽」七丁半、本文五十八丁)、第二冊四十三丁、第三冊

四十五丁、第四冊四十三丁、第五冊四十五丁、第六冊三十六丁、第七冊三十八丁、第八冊三十一丁。

印記 「大正記念／藤井図書」(第一冊～六冊、第八冊前遊紙オ、第七冊一丁オ、第一冊～七冊の最終丁ウ)、第八冊の

最終丁オ、「刈谷／図書／館蔵」(各冊一丁オ、第一冊十八丁オ)。

ところで先に津島神社が式内社ではないということが『藤嶋私記』執筆の大きな動機の一つであるとしたのは、『藤嶋私記』序文の以下の部分による。以下に翻刻と書き下し文を掲出する。なお、字体は基本的に通行のものに改めた。以下『藤嶋私記』からの引用は全て同様の形で行う。

…今此如日一本捻社之鎮座星霜最尚而延喜神名式所謂雖為海部郡藤嶋神社世人
 一人不識所謂藤嶋為此神嶋之故号焉神一人亦不闕乎旧記深故箝口既久矣其故
 何者初当官方于延喜之朝入於式撰則非名神之階佗後逮于六十一葉一條院正
 曆中而為官社然式文不載之津嶋神為藤嶋神者其由緣一箇宮一伝而顛末在
 典深致存焉：

(今此の日本捻社の鎮座の如き星霜最も尚して延喜神名式に所謂海部郡藤島の神社為りと雖も世人所謂藤嶋は此の神嶋の故号為ることを識らず。神人も亦旧記の深故を闕はずして口を箝むこと既に久し。其の故何れは初め當宮延喜の朝に方て式撰に入ねは則ち名神の階に非ず。佗後六十六葉一條院の正曆中に逮て官社と為る。然も式文之を津嶋の神と載せずして藤嶋の神とする者其の由緣一箇の宮伝にして顛末旧典の深致に在て存せり。)

以上のように、真野は「藤嶋」とは「神嶋」＝津島、の故号であって、当時海部郡には別に藤嶋神社が存在している

のにも関わらず、『延喜式』に見える藤嶋神社とは現在の津島神社のことであると主張しているのである。また、やはり自身の著作である『多度大神本縁略記』（伊勢国多度神社についての縁起。元禄十一（一六九八）年真野時綱序、寛延元（一七四八）年真野猶綱跋）に於いて、多度神社の末社である藤島神社について「此末社亦院外而丁^三西^三。神号社地未^予詳。按、天武天皇之御製藤浪島之外則若與^三尾州海部郡藤島神社^三同神歟。然彼藤島亦未^予詳^三其神号^三、則^レ叵^レ決^三猶豫^三耳。」と述べており、当代の尾張国藤嶋神社の由緒を軽視するようですらある。しかしながら真野の説は一見してかなり強引であり、早くも天野信景が『参考尾張本国帳』（元禄十三（一七〇〇）年）に於いて「津島天王祠是也、但津島社伝神階異^レ之、按秋竹村有^三藤島明神^三、是歟、^レと疑問を呈している。また吉見幸和は『尾張祠考』巻上・尾張国一百二十一座^{小^{天六座}小^{百十三座}}・海部郡八座（延享五（一七四八）年）に於いて「藤島神社^三在^三秋竹庄秋竹村^一、^{俗稱^三大明神^一}、今隸^三海東郡^一、元禄以来、好事者、以^レ此為^三津島天王^一者附会也」と厳しく批判する。さらに踏み込んで、伴信友『神名帳考証』（文化十（一八一三）年）付箋部では、『藤嶋私記』の当該箇所を引用したうえで「さてと本篇には、鎮坐乃来歴のミにして、藤嶋神社たるの証を見ず、尤当社を、他より藤嶋神社と称するの説なし、さてハ、時繩可序文に、随ひ可たし、後人此序を見てハ、まのあたり惑ふへければ、序中の簡要たる所を摘み、弁しおくもの也」とある。『延喜式』に見える藤嶋神社を津島神社、とする真野の説は、明治時代に入ってから『延喜式内神社取調書』（明治三年）に「藤島神社…其内一説に藤島は津島の古名また其所の牛頭天王は藤島の神社なるよしいへれと更に拠なし」とあり、ついに受け入れられることはなかったようである。

以上のように、『藤嶋私記』は、その冒頭から津島神社の部外者であれば牽強付会であると判断する説を展開している。それは津島神社の由緒の古さを強調し、社としての格を上げようとする意図があつたのであるのは、著者が累代の神官であることからいっても疑いえないところであろう。以下に同様の意図を持つと考えられる箇所を挙げていく。

二、「津島」を「日本」に準える

以下に挙げるのは、端的に述べれば「神嶋（＝津島）」を「日本」に準えている箇所である。なお書き下し文には私に傍線を付す。

〔卷一〕

○当宮神式、秘説ニ曰就レテ中此ノ国ヲ謂レ。日一本薬師、日一光月一光出一世坐照昼一夜之徳也然間古天照太神天、浮橋之上而以天逆矛探大海原于時老翁一人乘葦葉泛出曰我是此国地主也本地薬師也依此告此国名礮馭盧嶋今如此神嶋之事歟其故彼葦葉之成嶋闢国故号豊葦原国一般以此葦因崇我國之地主於今此神嶋亦称弥五郎殿奉崇地主云神宣縁起之説亦大同少異果而一理爾又註弥五郎殿云弥者如字五者種也郎者繼也殿者命也云

繩按維此一一説沙中之黄金尤以秘決有一條姑解其梗概則此記文中称此国者豊葦原與此藤嶋併含焉又在礮馭盧嶋之名雖如混雜不明主一主意是大地主之本致而日一本捻号喚為藤浪里宮伝此神嶋亦為秋津嶋之秘説撰而在于茲也縱雖為歴世神職非具一眼者孰能管之乎況佗一人乎或問曰神嶋初生之説甚訝矣何者此類説有金烏玉兔集彼書註曰南瞻浮州建立之後諸冊神自高天原指下天逆矛南海有国哉于時老翁一人乘藕葉出海上一神問曰何為者乎答我此界之地主也出現故者此界於有開闢者草木可青色則可為東方薬師瑠璃処我亦末代成行疫神為三毒退治以可現是此尊神之来由也然私以則此旧説為当宮旧記者明矣然非耶抒亦有説乎解云不然若夫強疑之則神嶋初成之説後來遷座之神故其皆暗合一宗廟御鎮座之始末是亦疑乎將謂擬于伊勢之旧記乎可致思爾且亦似日本紀神代之記一文乎不think矣

(○)当宮神式の秘説に曰く、中に就て此の国を日本と謂ことも薬師の日光月光出世坐て昼夜を照玉ふの徳也、然る間古へ天照太神天の浮橋の上にして天の逆矛を以て大海原を探玉ふ、時に老翁一人葦の葉に乗して泛ひ出て曰く、我是此の国の地主也、本地は薬師也と、此の告に依て、此の国礮馭盧嶋と名るも今此の神嶋の事の如きか、其の故は彼の葦の葉の嶋と成り国を闢る故に豊葦原国と号るに一般此葦を以て我國の地主と崇るに今此の神嶋に於て亦弥五郎殿と称して地主と崇め奉ると云云、神宜縁起の説亦大同小異にして一理のみ、又弥五郎殿を註して云弥とは字の如し五は種也郎は継也殿とは命也と云云、

繩按に、維れ此の一説沙中之黄金、尤秘決を以て一條有り、姑く其梗概を解けば、此の記文の中此の国と称するは豊葦原と此の藤嶋とを併含す、又礮馭盧嶋の名在ること混雜不明なるか如しと雖も主意は是大地主の本致にして^③日本の捻号喚て藤浪の里と為るの宮伝此の神嶋も亦秋津嶋と為るの秘説撰して茲に在る也、縦ひ歴世の神職為りと雖も具眼に非んは孰れか能く之を嘗んや、況んや侘人をや、或人問ひて曰く神島初生の説甚訝し、何となれば此の類説金鳥玉兔集に有り、彼の書の註に曰く南瞻浮州建立の後謠冊二た神ら高天の原より天の逆矛を指し下して南海に国有んやと、時に老翁一人藕葉に乗して海上に出づ、二神問ひて曰く、何為れその者ぞや、答ふるに我は此の界の地主也、出現する故は此の界開闢有るに於ては草木青色なるへし、則ち東方薬師の瑠璃処と為る可し、我も亦末代に行疫神と成て三毒退治の爲めに以て現す可しと云云、是此の尊神の来由と也、然るを秘かに以れば此の旧説に則て当宮の旧記を為るは明けし、然り非すや、抑亦説有りや、解して云く然るにはあらず、若し夫れ強て之を疑ふ、則ち神島初成の説後來遷座の神故共に皆暗に宗廟御鎮座の始末に合へり、是亦疑んか、將た伊勢の旧記に擬すと謂んか、思いを致すへし、且亦日本紀神代の記文にも似たるをや、思はざるの甚なり、

まず真野は『当宮神式』の説をひき、傍線部①の「此の国」について注し、傍線部②、③で断定的に津島＝日本という説を展開している。その理由として、傍線部④が端的に示しているように、「神嶋（＝津島）」創成の由来と、地主神「弥五郎殿」が牛頭天王の来臨にあたって土地を譲った、という「神故」と、『当宮神式』で語られる「礮馭盧嶋」創成

の由来と地主神「牛頭天王」が天照太神の来臨にあたって国を譲つたという「神故」の構図がよく合致する、というものであった。ここで展開された「津島」を「日本」に進える説は、この後更に展開していくこととなる。

三、天照大神Ⅱ素戔嗚尊説を展開する

次に挙げるのは、「藤浪」という地名を介して津島と伊勢とを結び付け、更に一段階進んで天照大神と素戔嗚尊を同体別称の神とする説を展開している部分である。

〔卷一〕

○藤記曰此国與伊勢国称藤浪里習之事口伝曰藤浪里事伊勢之秘也故此国伊勢習之則藤浪里者日本国之惣号也於此国者別尾陽津嶋一嶋之習也又云於彼嶋神木習之此国始而所在木也七度種子替矣神木又七度之後者必可知三一株也云

繩按此記之伝義此神嶋與伊勢又日本一洲與伊勢藤嶋為同一之神州最似迂遠甚幽深微妙也倩以天照太神與吾素盞烏尊者其神功雖肖善惡邪正春秋昼夜水火果表裏外内同一理而不偏立之神德於書伝尤分明也是則不同體別称之幽契乎其神地也曰伊勢曰藤嶋其初一時同起大八洲也殊藤浪里一名於伊勢於此処維此神契非小縁矣猶在社伝一往之深秘曰大八洲六嶋成之後以出雲国称根国為尊神退休之地大已貴命之日隅宮地是因于天神又皇孫尊之勅也然後雖尊神之荒魂如斯在退隱典一拋尚在和魂之留坐于韓國其荒魂先歸於出雲也何以識諸尊神到出雲而後斬乎大蛇也大蛇何也是尊神初無明神性者乎是荒魂先歸於異域之明徵也爰知此神嶋之自凝也一葦化成地主神地也似有所俟焉曰俟何哉使和魂飯著于此処也是併予非知之至欽明帝朝

有^二九一鳥論^一于神宣^マ於馬津^マ渡居森^マ之梢^マ於^レ是尊^一神^マ之經^マ歷宮^マ地^マ之顛^マ末指^マ掌^マ巨^マ細始^マ
 如^レ得^二乎闇^一夜^マ於灯^マ火^マ不^レ然^マ者自^レ欽明帝^マ元年^マ至^二元祿七年^一之^レ于^マ今^マ一千一百五十餘歲之神^マ伝數^マ
 世^ノ之神^マ民宜其^レ得^レ與^二聞^一之^マ神青^マ哉神^マ嶋之来^マ由^レ尤仰^マ可^レ信^マ爾^ス

(○藤記に曰く、此国と伊勢の国と藤浪の里と称する習ひの事口伝に曰藤浪の里と云事は伊勢の秘也、故に此国伊勢と之を習ふときんば藤浪の里は日本の国の惣号也、此国に於ては別に尾陽津島一嶋の習ひ也と、又云彼嶋に於て神木とは之を習らひ此の国の始より在る所の木也、七度種子替れり神木又七度の後には必ず三株知るべき也と云云繩按に、^①此の記の伝義此の神嶋と伊勢と又日本一州と伊勢藤嶋と同一の神州と為せり、最も迂遠なるに似て甚た幽深微妙也、^②情^マく^マ以^レれば天照太神と素盞烏尊とは其神功善惡邪正春秋昼夜水火するに肖たりと雖も果して表裏外内同一理にして偏つ^マく^マ立つ可からざるの神徳たること書伝に於て分明也、是れ則ち同體別稱の幽契ならざるや、其の神地や伊勢と曰ひ藤嶋と曰ひ其初め一時同起の大八洲也、殊に藤浪の里名伊勢に此の処に維れ此の神契小縁に非ず、猶社伝一往の深秘に在りて曰く大八洲六島成れるの後出雲国を以て根の国と称して尊神退休の地と為し大已貴命の日隅の宮地と為す、是天めの神又は皇孫の尊の勅に因れりや、然して後尊神の荒魂は如斯退隱の典拠在りと雖も尚を和魂の韓国に留り坐すこと在り、其荒魂先つ出雲に帰玉こと也、何を以て識るとならば諸尊神出雲に到て後大蛇を斬玉へは也、大蛇は何そや、是尊神の初め無明の神性と云者か、是荒魂先つ異域より帰玉ふの明徴也、爰に知んぬ此神島の自ら凝れるや、一葦化して地主の神地と成るや、俟つ所有るに似たることを曰何をか俟つや、和魂をして此の処に皈著せしめんと也、是れ併ら予め之を知るに非ず、欽明帝の朝に至て九鳥有て神宣を馬津の渡居森の梢に諭せり、是に於て尊神の經歷宮地の顛末指掌の巨細始て闇夜に灯火を得たるか如し、然らずんば欽明帝の元年より元祿七年の今に至るまで一千一百五十餘歳の神伝數世の神民宜しく其れ之を與り聞くことを得んや、神青なる哉、神島の来由尤も仰て信すべし、)

(こ)では真野は、傍線部①で『藤記』を注して伊勢の藤浪と津島の旧名としての藤浪、という共通点で伊勢と津島

を関連付け、更に「神嶋（＝津島）」＝「伊勢」、「日本一洲」＝「伊勢津島」という説を展開する。この関連付けは、それぞれの祭神の関係性についても及び、遂に傍線部②に於いて天照大神と素戔嗚尊を表裏の関係という段階から一段引き上げ、同体別称の神として統合してしまうのである。

また、「藤浪」に関連して、『藤嶋私記』では以下のように述べている箇所がある。

〔卷一〕

：日一本、別名謂「藤浪」里者、吾旧記外、今川了俊之所撰於「言塵集」始見之爾（日本の別名藤浪の里と謂ふ者吾か旧記の外には今川了俊の所撰言塵集に於いて之をみるのみ）

以上のようにあるが、『言塵集』二では「一・日本国名事」として「浦安国 玉垣の内国 藤根国…」とあるように、「浪」ではなく「根」となっている。またより古くは『詞林采葉抄』にも日本国の別称についての記述があるが、最古写本である陽明本を参照すると、日本の「実名」として、「藤根国」とルビをふられて挙げられている。「浪」と「根」とは傍の部分がよく似ているため、日本の別称を「藤浪国」とした『言塵集』の伝本が無いとは言い切れないが、『詞林采葉抄』にルビ付きで「根」とあることから、やはり本来的には「藤根国」であった可能性が高いと思われる。つまり、『藤嶋私記』に見える記事は、真野或いは「旧記」の著者が作為的に変更したものである可能性があるとと思われる。

四・神統についての説の異なり

次に挙げるのは、真野が神統について独自の説を展開する箇所である。津島神社の末社の一つ、多度御前の項を挙げる。

〔卷三・二十二末社〕

▲多一度御前 一―区

○問此神者伊勢桑名郡多度神同、躰乎曰否此社、南門之西―掖―北面也合―家―者為―本―地弥―勒菩
薩、是則大年神御子羽山戸神而母者和迦流美豆姫神也社―号称―多度者里―諺云伊勢国多

一 度 一 山 之 絶 一 頂 上 一 古 丁 此 社 後 遠 望 一 奇 一 絶 尤 足 凝 皆 一 眸 也 殊 羽 山 者 山 麓 之 秘 名
 暗 合 于 神 名 是 故 推 以 為 社 号 是 多 度 社 号 之 一 一 伝 也 因 此 說 者 亦 將 天 目 一 箇 神 也 乎
 何 者 天 目 一 箇 神 者 天 津 彦 根 命 之 児 而 尊 神 之 御 孫 也 世 多 度 神 奉 稱 一 一 目 一 連 則 与
 此 神 社 其 神 一 寐 者 也 雖 然 以 前 說 可 為 正 伝 乎 而 自 此 社 神 名 不 一 一 決 又 為 弥 五
 郎 殿 之 仮 殿 是 決 而 謬 一 伝 違 例 之 甚 者 也 其 故 何 者 存 御 一 正 一 寐 社 者 不 用 假 殿
 是 故 実 也 想 弥 五 郎 殿 之 北 掖 在 毘 沙 門 堂 之 小 祠 是 則 可 為 弥 五 郎 殿 之 仮 殿 歟 其
 謂 者 旧 来 合 家 之 一 一 記 弥 五 郎 殿 本 地 為 多 聞 天 多 一 聞 毘 沙 門 本 是 一 一 仏 別 稱 則 不
 足 疑 耳 多 度 社 者 弥 五 郎 殿 南 掖 也 然 則 兩 掖 南 北 忘 失 之 違 例 也 爾 大 抵 人 事 以 不 改 旧
 一 誤 為 善 於 唯 神 事 大 礼 之 違 例 者 上 代 亦 諸 社 必 有 崇 国 家 出 于 龜 筮 載 而 存 方 策 矣
 平 民 尚 猶 有 此 恐 懼 神 人 豈 不 存 此 慎 耶 前 程 亦 非 近 可 致 思 耳 唯 是 非 好 古 慎 密 之 量 孰 得 而
 論 之 或 云 吾 子 可 改 旧 誤 乎 曰 改 有 可 有 不 可 此 誤 雖 改 無 客 則 可 也 乎

〔附箋〕

多度天目一守化ノ／足立本ヨリ写申候也／多度ノ縁起ニ現

(▲多度の御前 一区)

○問ふ、此の神は伊勢桑名の郡多度の神同躰か、曰く否、此の社は南門の西掖に北面也、合家には本地弥勒菩薩
 と為す、是則ち大年神の御子羽山戸神にして母は和迦流美豆姫神也、社号多度と称するのは里諺に云く、伊勢の
 国多度山の絶頂上古は此の社の後に丁て遠望一奇絶尤も皆眸を凝すに足れりやと、殊に羽山とは山麓の秘名にし
 て暗に神名に合ふ、是故に推して以て社号と為すと、是多度社号の一伝也、此の説に因らば亦將た天目一箇神な
 らんか、何となれば天目一箇神は天津彦根命の児に■尊神の御孫也、世に多度の神を一目連と称し奉る、則ち
 此の神社と其の神一躰なれば也、然りと雖も前説を以て正伝と為すべきか、而して此れより此の社神名一決せず、

又弥五郎殿の仮殿と為す、是決して謬伝にして違例の甚しき者也、其の故何となれば御正躰を存するの社は仮殿に用いざること故実也、想ふに弥五郎殿の北掖に毘沙門堂の小祠在り、是則ち弥五郎殿の仮殿とすべきか、其の謂れは旧来合家の一記に弥五郎殿の本地を多聞天と為す、多聞毘沙門本は一仏別称なる寸は則ち疑ふに足らざるのみ、多度の社は弥五郎殿の南掖也、然る則ち両掖南北忘失の違例也爾、大抵人事は旧誤を改めざるを以て善と為す、唯神事大札の違例に於ては上代も亦諸社必ず国家に崇り有て龜筮に出たること載せて方策に存せり、平民尚猶此の恐懼有るがごとし、神人豈此の慎を存せざらんや、前程も亦近きに非ず、思ひを致すべし、唯是好古慎密の量に非ずんは孰れか得て之を論せん、或人云く、吾子旧誤を改むべけんか、曰く改て可なる有り不可なる有り、此の誤り改むると雖ふとも害無き寸は則ち可ならんか、（※■は判読不能箇所。）

ここは、真野が津島神社の末社の多度御前の祭神について考察している箇所である。伊勢国の多度神社（現在の多度大社）は、天津彦根命と天目一箇神とを祀っているとして、同名の多度御前はそれとは異なり、「羽山戸神」を祀るとしている。この羽山戸神は父が大年神、母が和迦流美豆姫神（他書では多く「天知迦流美豆姫神」）であり、この系譜は『古事記』に登場する。大年神は須佐之男命の子であるが、『古事記』では須佐之男命の子孫に二系列（櫛名田比売系と神大市比売系）があり、大年神は後者の系列にいる。つまり羽山戸神は、須佐之男命の孫にあたる。

ところで、天津彦根命は、天照大神と素戔嗚尊の誓約に於いて生まれた神である。また天目一箇神は『日本書紀』神代下第九段一書二に高皇産靈尊が皇孫奉護の神として「作金者」と定めたとあり、また『古語拾遺』では天岩戸開きの場面で種々の刀・斧・鉄鐸を作ったとある。記紀にこの二神を親子とする記述は見当たらず、文献上の初出は『新撰姓氏録』山城国神別に「山背忌寸 天都比古祢命子天麻比止都祢命之後也」とあるものになる。

以上をまとめれば、羽山戸神と天目一箇神は、同世代の神ということが出来る。この点をもつて、真野は前掲箇所でも度神社と多度御前の祭神が同体別称の神である可能性について探ろうとしているのである。その根拠として、真野は素戔嗚尊―天津彦根命―天目一箇神という系譜を当然のように挙げて、羽山戸神と天目一箇神が二神ともに素戔嗚尊の

孫であるように述べているが、注意しておかねばならないのは、記紀神話では誓約に於いて生まれた五男神と三女神が誰の子であるのか、という点について明確に述べているものでは、男神を天照大神の子とするものしか無いということである。以下にまとめを挙げておく。

◆『日本書紀』神代上第六段⁷³

〔正文〕

天照大神・素戔鳴尊の「十握劍」から田心姫・湍津姫・市杵島姫を生む

素戔鳴尊・天照大神の「八坂瓊の五百箇御統」から正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊・天穗日命・天津彦根命・活津彦根命・

熊野櫛樟日命を生む

←

天照大神「其の物根を原ぬれば、八坂瓊の五百箇御統は、是吾が物なり。故、彼の五男神は、悉に是吾が物なり」「其の十握劍は、是素戔鳴尊の物なり。故、此の三女神は、悉に爾が兒なり」

〔一書一〕

天照大神・「帯かせる十握劍」から瀛津島姫、「九握劍」から湍津姫、「八握劍」から田心姫を生む

素戔鳴尊・「其の頸に嬰がせる五百箇御統の瓊」から正哉吾勝勝速日天忍骨尊・天津彦根命・活津彦根命・天穗日命・

熊野忍踏命を生む

〔一書二〕

天照大神・素戔鳴尊の「八坂瓊の曲玉」から市杵島姫命・田心姫命・湍津姫命を生む

素戔鳴尊・天照大神の「劍」から天穗日命・正哉吾勝勝速日天忍骨尊・天津彦根命・活津彦根命・熊野櫛樟日命を生む

〔一書三〕

天照大神「汝、若し奸賊之心有ずは、汝が生まむ子、必ず男ならむ。如し男を生まば、予以ちて子として天原を治らしめむ」

天照大神…「其の十握劍」から瀛津島姫命（市杵島姫命）、「九握劍」から湍津姫命、「八握劍」から田霧姫命を生む

素戔鳴尊…「其の左の髻に纏かせる五百箇御統の瓊」から勝速日天忍穗耳尊、「右の髻の瓊」から天穗日命、「頸に嬰がせる瓊」を「左の臂」の中におきそこから天津彦根命、「右の臂」から活津彦根命、「左の足」から燖之速日命、「右の足」から熊野忍踏命（亦是熊野忍隅命）を生む

←

「日神、方に素戔鳴尊元より赤心有りけりと知るしめし、便ち其の六男を取りて日神の子とし、天原を治らしめたまひ…」
◆『古事記』⁵

天照大御神…須佐之男命の「十拳の劍」から多紀理毘売命（奥津島比売命）・市寸島比売命（狭依毘売命）・多岐都比売命を生む

須佐之男命…天照大神の「左の御みづらに纏ける八尺の勾璫の五百津のみすまるの珠」から正勝吾勝々速日天之忍穗耳命、「右の御みづらに纏める珠」から天之菩卑能命、「御縵に纏ける珠」から天津日子根命、「左の御手に纏ける珠」から活津日子根命、「右の御手に纏ける珠」から熊野久須毘命

天照大御神「五柱の男子は、物実我が物に因りて成れるが故に、自ら吾が子ぞ。先づ生める三柱の女子は、物実汝が物に因りて成れるが故に、乃ち汝が子ぞ」

速須佐之男命「我が心清く明きが故に、我が生める子は、手弱女を得つ。此に因りて言はば、自ら我勝ちぬ」

以上のように、物質的には素戔鳴尊の持ち物から生みだされたとしても、最終的には男神が天照大神の子とされるケースが基本的なものであったようである。

しかしながらその一方、『多度大神本縁略記』に於いて、真野は以下のように述べる。

一目連神社一区 在本宮前

予曰：天津彦根命者神代天照太神與素戔嗚尊盟約之中所化而此時生男神五柱女神三柱。俗謂之八王子。男神五柱者天照太神養之令治天原。故謂天照太神之御子也。女神三柱者降之為道主貴。是即皇帝守護之神而豐受太神坐丹波與佐之時、又御遷幸之時其神功驗矣。（予曰く、天津彦根命は神代天照太神素戔嗚尊と盟約之中所化し而して此時男神五柱女神三柱を生む。俗に之八王子と謂ふ。男神五柱は天照太神之を養ひ天原を治めしむ。故に天照太神之御子と謂ふ也。女神三柱は之に降り道主貴と為す。是即ち皇帝守護の神にして豐受太神丹波與佐に坐すの時。又御遷幸の時其の神功驗す。）

ここでは記紀神話の説を踏襲し、およそ他の神道家から反論されるような余地のない伝統的なかたちで述べている。『多度大神本縁略記』に於ける主張は、『藤嶋私記』におけるそれと異なり作為的な傾向はみられない。『多度大神本縁略記』は依頼した側の需要に応じた書き方をしているかと思われる。どちらが本当の真野の主張であるのか、という点についてはわからない。しかし、『藤嶋私記』にみえる真野の論の展開の仕方を見ると、津島神社の神社としての格を引き上げたいという強烈な意志の存在があるのはまず間違いないところであろう。いずれにしろ『藤嶋私記』の研究は端緒についたばかりであるので、今後の研究の進展が待たれるものである。

1 山本ひろ子氏が『異神』下・津島の牛頭天王信仰と御葦流し（二〇〇三年七月 ちくま文芸文庫）の中で「真野の按文には神官としての見識、近世的思考による限界があるとはいえず、津島社の信仰・制度・歴史を考察する上でもっとも包括的な資料集といつてよい。」と指摘しているのが、数少ない言及の一つである。但し山本氏は上記の著書において『藤嶋私記』から引用する際には『藤嶋私記』本体からではなく、これを引用した『張州雜志』（内藤東甫編。寛政元（一七八九）年成立）を翻刻した『張州雜志抄』（一九三二年十二

月 国幣小社津嶋神社社務所)によるとしている。しかしながら『藤嶋私記』と『張州雜志』とを比較してみると、『張州雜志』採録時点でかなり記事が増補されていることがわかる。したがって、やはり『藤嶋私記』本体に立ちもどって解釈してみる必要があるであろうと思われる。

- 2 引用本文は、『新訂増補国史大系』による。
- 3 引用本文は、『神道大系神社編十四 伊賀・伊勢・志摩国』(西川順士氏校注 一九七九年十一月 神道大系編纂会)による。
- 4 引用本文は、佐伯有義『神祇全書』第四輯(一九〇八年五月 皇典講究所 神宮奉斎会)による。
- 5 引用本文は、『神道大系神社編十五尾張・参汀・遠江国』(真壁俊信氏校注 一九八八年十二月 神道大系編纂会)による。
- 6 引用本文は、『神道大系古典註釈編七 延喜式神名帳註釈』(岩本徳一氏校注 一九八六年三月 神道大系編纂会)による。
- 7 前掲注5書に同じ。
- 8 この部分については、山本氏前掲注1書に言及がある。
- 9 引用本文は、『言塵集—本文と研究』(荒木尚氏編 二〇〇八年六月 汲古書院)による。
- 10 引用本文は、冷泉家時雨亭叢書78『詞林采葉抄 人丸集』(財団法人冷泉家時雨亭文庫編 二〇〇五年六月 朝日新聞社)による。
- 11 多度神社については、拙稿「多度神社の祭神について」(『仏教文学』第三十二号 二〇〇八年三月 仏教文学会)を参照されたい。
- 12 引用本文は、新編日本古典文学全集『日本書紀』の書き下し文による。
- 13 引用本文は、新編日本古典文学全集『古事記』の書き下し文による。

〔付記〕

貴重な資料の調査を御許可下さいました刈谷市中央図書館にあつくお礼申し上げます。また本稿は寺社縁起研究会 東海支部例会に於ける『藤嶋私記』の輪読に基づいています。多くの先生方に教えを賜りましたことを記して感謝申し上げます。